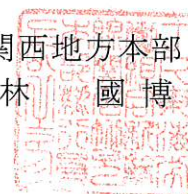


J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 7 号
2 0 1 6 年 7 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博



出向先での一方的な夜勤指定と、連続勤務に関する申し入れ

7月1日より、大坪和彦組合員、西村泰弘組合員が(株)関西新幹線サービックの鳥飼事業所へ、熊澤守組合員が新大阪第二事業所へ出向した。

6月末、3名の組合員は7月の勤務表を見て初めて夜勤が指定されている事実を知ることになった。会社から出向の通知を受けて以降、勤務表を見るまで会社、出向先会社からの夜勤勤務の話はいっさいなかった。

大坪組合員は、鳥飼車両基地から自宅まで往復約4時間も要する遠距離通勤を強いられており、熊澤組合員は、事前に夜勤指定を外して頂くよう申し入れていた。よって、本人の承諾もない一方的な夜勤指定について納得がいかない。

よって、早急に3名の夜勤指定を撤回することと、会社の出向者に対する勤務指定の認識と健康管理に対する見解を明らかにするため、以下の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 7月1日より大阪台車検査車両所から出向した大坪組合員と西村組合員、タイガー警備保障(株)より出向先が変更となった熊澤組合員の夜勤勤務を直ちに撤回すること。
2. 大坪組合員は往復約4時間を要する遠距離通勤となっている。夜勤勤務を撤回すること。
3. 熊澤組合員は、健康上、夜勤指定をされないよう、関西支社伊吹課長代理、第二事業所山口所長へ申し入れていた。本人からの申し入れは確認しているのか。明らかにすること。
4. 3名の組合員に夜勤勤務を指定した根拠を明らかにすること。
5. 何十年も日勤勤務に就いてきた組合員への配慮と本人への承諾がいっさいなく夜勤を指定したことは問題がある。会社の見解を明らかにすること。

6. 今後、出向を通知する社員へは、勤務種別や業務内容等の労働条件を丁寧に説明し、通勤時間、健康状態を考慮し、本人の承諾を得た社員のみを夜勤指定すること。
7. 大阪台車検査車両所での勤務と出向後の勤務が6月27日（月）から7月3日（日）までの連続7日間の勤務となっており問題であると考え。勤務指定についての根拠を明らかにすること。
8. 出向を翌月に控えた社員への翌月の勤務指定について、会社は社員各自が出向会社へ問い合わせをするように指示している。しかし、これは協約第36条「組合員の勤務は、毎月25日までに翌月分を会社が指定する。ただし、業務上の必要がある場合は、指定した勤務を指定する」にあるように、協約に違反したものである。今後は、会社が責任持って社員への勤務指定を行うこと。

以上